

## 平成31年1月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年1月10日(木) 午後2時31分 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
  - 第1 議事録署名人の指名
  - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
(所有権移転)  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
(利用権貸借)  
議案第6号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について(除外)
  - 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について  
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
4. 会議に出席した委員(22名)

1番 永利 春雄	2番 寺崎 廣喜
3番 田箆 富子	4番 山下 芳文
5番 山田 憲二	6番 永利 昇
7番 大中 久敏 (欠席)	8番 野田 敏之
9番 山田 武二	10番 佐藤 英昭
11番 白木 治	12番 廣田 一郎
13番 米倉 一雄	14番 中原 孝司
15番 藤井 豊志	16番 柳 文子
17番 天本 徹	18番 田箆 新
19番 白木 隆弘	20番 井手 浩
21番 久光 壽子	22番 草場 小夜子
23番 伊藤 武則	
5. 会議に出席した事務局職員(4名)

○会長 只今より、1月の総会を開催します。  
年頭に当たり一言ごあいさつ申し上げます。  
改めまして 皆様、新年明けましておめでとうございます。  
年末年始は天候に恵まれ、ご家族でゆっくり過ごされたものと思います。  
また、1月3日の夕方に熊本を中心とした地震は、3年前の熊本地震を  
思い出しましたが、目立った被害もなく、ひと安心したところです。  
さて、本日は年初の大変忙しい中、本総会に参集いただきましてありが  
とうございました。議案6件、報告事項3件でございますが、委員各位の  
慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は22名で、定足数に達しております。  
なお、大中 久敏 委員より欠席届が出ています。  
よって、平成31年1月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたし  
ましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。  
先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本  
会議での十分なる、ご審議方よろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、14番 中原 隆司 委員、15番 藤井 豊志  
委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審議]

○議長 これより、日程第2、議案の審議を行います。議案第1号、農地法  
第3条の規定による許可申請について、1件を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に  
ついて、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページの番号1は、三沢地内の田2筆です。親戚間の贈  
与のため、無償で所有権移転されるものです。

(位置図で場所、譲渡人・譲受人の説明)

譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 第2分科会からご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第2分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては、許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

○議長 特に無いようですので、許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明します。

番号1は、松崎地内の畑2筆です。一般個人住宅建築のために、転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、概ね500メートル以内に2以上の教育・医療施設がある第3種農地になりますので、原則、転用が可能となります。

また、取水排水については、位置図の4ページにも書いておりますが、接道している道路内に上下水道管がありますので、そこから行います。よって、周辺の農地にも影響はないものと思われま

す。以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われ

ます。なお、番号1は、先月開催しました地区会議に於いても、ご了承を頂いて

おります。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申

請に対する意見について、6件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1から番号2まで、こちらは、露天資材置場を設置するため、転用申請があったものです。

(位置図で場所、計画概要、断面の説明)

7ページに計画図を載せております。7ページは東西南北にご注意ください。北が下を向いております。8ページには断面図を載せております。

7ページは、露天資材置場として利用する計画を載せておりまして、露天資材置場としております。具体的な資材としては朝倉の災害で発生した災害残土をこちらに一時、保管するというものです。

当該申請地は、5ページの位置図にも記載しておりますように、甘木鉄道松崎駅から概ね500メートル、概ねというのは、1割のことなので、1割伸ばした550メートルの円を書いておりますが、その区域内は第2種農地に該当いたします。代替地の検討もされていることから、立地上は問題ないものと思われま。

また、用排水につきましては、給水については不要ですし、雨水については東側の水路へ放流いたします。汚水・雑排水は発生しないものの、水利承諾書は添付されております。

被害防除施設としては、計画図、断面図の8ページをご覧ください。周辺住宅地に対する緩衝地として、土を高く積み上げて、景観と音について、防ぐような配慮がなされております。

よって、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま。

続きまして、番号3は、上岩田地内の畑1筆です。露天資材置場として使用するために、転用申請があったものです。

(位置図で場所、計画概要、断面の説明)

計画図は9ページをご覧ください。9ページをご覧くださいと資材置場として利用する資材は、砂利、残土と砂ということです。10ページには断面図を載せております。

こちらの申請地も、甘木鉄道松崎駅から概ね500メートル以内にあるので第2種農地ということで、代替地の検討もされていることから、

立地上は問題ないものと思われます。

また、用排水につきましても、先ほどと同じ様に、給水については不要ですし、雨水は水路へ放流していきます。汚水・雑排水は発生しませんが、水利承諾書は添付されております。

被害防除施設については、周囲にそもそも農地がないので、特に設けてありませんが、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われます。

次に、議案書4ページの番号4は、大崎地内の畑1筆です。一般個人住宅を建築するために転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の周囲に雑種地が有って、その雑種地と一体に利用する計画で住宅の計画が立てられております。

こちらの農地区分につきましては、10ヘクタール以上の農地の広がりがあるので、第1種農地に該当しまして、原則としては転用できないこととなります。

しかし、申請地の周辺には既存集落が広がっていることが、位置図の12ページを見ても確認できると思ひます。転用目的が住宅であって、なおかつ既存集落に接続して設置されるものについては、例外規定に該当します。

よって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

更に、番号5及び番号6は、山隈地内の農地、田と畑です。転用の目的は露天駐車場として使用するために、転用の申請があったものです。

(位置図で場所・駐車場の概要の説明)

農地区分としては、位置図16ページをご覧くださいますと、甘木鉄道山隈駅から300メートルの円の内側に位置しますので、第3種農地に該当しまして、原則、転用することが可能です。よって、立地基準上は問題ないものと思われます。

一般基準につきましては、転用目的は、露天の駐車場ということで、車両を置くのみで建築物の建築は有りません。なので、取水については必要ありませんし、排水については、周辺の道路側溝に流していきます。周辺の農地については悪影響も考えられないことから、一般基準、立地基準ともに問題ないものと思われます。

なお、番号1から番号6までは、先月開催しました地区会議に於いて、

ご了承を頂いております。  
以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転2件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転2件について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、農地の所在が下西鯉坂地区内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買い入れされるも

のです。

(場所の説明)

次に、番号2は、農地の所在が横隈地区内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(場所の説明)

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても、了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第1分科会にお願いしておりましたので、第1分科会長よりご報告をお願いします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、第1分科会で承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

○議長 本案件について、原案どおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり承認いたします。

○議長 続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借2件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。



○事務局 それでは、議案書の6ページをお願いします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借2件について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、番号1、農地の所在は、赤川地内の田1筆です。

(面積、利用権を設定する者・設定を受ける者、期間・賃借料の説明)

位置図については20ページ、21ページをご覧ください。

(場所の説明)

次に番号2、農地の所在は、福童地内の田1筆です。

(面積、利用権を設定する者・設定を受ける者、期間・賃借料の説明)

位置図については22ページ、23ページをご覧ください。

(場所の説明)

なお、利用権の移転を受ける者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催いたしました地区会議に於いても、了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第1分科会にお願いしておりましたので、第1分科会長よりご報告をお願いします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借2件につきまして、第1分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

○議長 本案件について、原案どおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり承認いたします。

○議長 次に、議案第6号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、1件を議案とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをお願いいたします。

議案第6号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、ご説明いたします。

番号1は、二森地内で農振農用地区域内の田1筆です。所有者につきましては議案書をご覧ください。自動車整備工場及び事務所の建設並びに車置場及び駐車場の設置のために、小郡市農業振興地域整備計画の変更申請が小郡市に提出されたものです。今回、農振除外に係る計画変更に伴い、小郡市から意見が求められているものです。

まず、農業振興地域整備計画の変更について、説明申し上げます。

当該計画は「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、優良な農地の確保と計画的な農業振興を図るため、市で策定した計画です。

この中で「農用地区域」として指定された土地は、農業の用途以外の目的に使用することができないよう制限されておりまして、農地以外に転用して使用したい場合には、本件のように農用地区域から除外をすることが必要となってきます。

この場合、農業委員会としては、申し出された農用地が、①代替えすべき土地がないこと。②農業上の効率的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと。③農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないことなどの要件を満たしているものかどうかを審議し、農業委員会として「意見」をつけることとなります。

なお、補足となりますが、市では、農業委員会と同様に「土地改良区」へも意見を聴くこととなっております。

今回の案件ですが、申請地が、二森 字塚田 1819番、地目「田」、面積1,067平方メートル。所有者は、小郡市二森82番地「牟田信泉(むた のぶもと)」、転用事業者が、小郡市二森1573番地1「テイクワン代表者 佐々木武夫(ささき たけお)」で、「自動車整備工場及び事務所の建設並びに車置場及び駐車場の設置」として申請されているものです。



かなとの意見がありました。一部の方はやはり、農地の問題が出ましたけれども、賛成多数ということで諮りました。

第1分科会で、遅くなったんですけれども、ご報告いたします。

議案第6号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、除外1件につきまして、第1分科会で審議した結果をご報告いたします。

原案について、事務局より説明を受け、委員間で慎重に審議しました。

最終的に、原案どおりとはいきませんでした。

まず内容として、1つ目、用水組合管理の導水管が敷地内にあること。2つ目、圃場整備の区域内における開発となること。3つ目、虫食いのような開発が行われていることにより、優良農地が転用され、農業経営が圧迫されるのではないかとの懸念。などの意見がありました。

導水管の問題については、防護措置が実施されること。具体的には、前面道路となる西側からの申請地への進入は、ここに導水管が有るんですけどね、一部に限定し、その部分の導水管は、事前に交換、補強することが、皆さんが導水管とかが悪くなった時が持ち主の責任でも有るし、区全体の問題にもなるので、どうすることかという、補強することが地元の区長に対して示され、区長さんから同意がなされたそうです。また、交換時には誠意をもってあたる旨の承諾書が市長さん宛に、提出されているそうです。

それと、虫食いの問題ですけれども、圃場整備の区域内においても、転用基準に合致したものについては許可可能であるということが、実際に過去にもいくつか前例があったそうです。

それと、虫食い状の開発がおこなわれることについては、今回の変更においては、最も西側地区の「あすてらす」に近くにある場所であり、圃場の中での虫食い状況であるようではありませんが、農業経営の安定のためには、農地の利用あっせんなどの取り組みを更に進めていく必要があるかなというところを確認したところです。

虫食い状態というのは、当初、たくさん農地がある中の、本当は虫食い状態であるでしょうけれども、「あすてらす」のところにも田んぼが有るんですけれども、そこの中での虫食い状態ということなんです、現在が。以上のことから、分科会でも時間がかかりましてね、最終的には、結論とは至りませんでした。

この総会には文書が上がってますけれども、このまま、地区会議な

り分科会なりあらゆる面で継続審議していきたいと思います。それが私たち第1分科会の報告です。よろしくをお願いします。

○議長 はい、ありがとうございました。第1分科会長から報告が終わりました。基本的に、継続審議ということですので、分科会での審議を引き続きお願いしたいと思います。継続審議をお願いしたいということで、本議案につきましては、次に進ませていただきます。よろしいでしょうか。

○18番委員 ちょっといいですか。

さっきの話で、圃場整備内で開発がされたところが有るとのことですが、どういったところが有るんですか。

○議長 過去、開発が行われたところとのことですが。

○事務局長 私の方からお答えいたしたいと思います。

これは、農業振興計画の変更ということで、所管課としましては、農業振興課の方から来ていることとなります。そちらの方も、私ども共の方で確認を取りましたところ、圃場整備の中でも農振の変更、それから転用を取ったところがある、と事務局の方で確認をしたところですが。

具体的にどの場所というところまで詰めた話はしておりませんが、例えば、戸建て住宅とか、そういった許可を下したことが有るといふ風に聞いております。

○議長 質問者、よろしいでしょうか。

○18番委員 具体的な場所とかを教えてほしい。次回でも、いいから。

○議長 後日でも連絡したいということで良いでしょうか。

○6番委員 いいですか。

今の話の中で、まず最初から、圃場整備地区に関しては、開発はできないというようなことで、今まで、私は認識を持っていたんですね、ところが、今聞くと、数件、除外が有ったと、それはそれで結構ですが、その中で出てきた、区長の許可を得ているとのこと。区長の許可が、先ず、必要であるかどうかということ。

それと、さっき言われた、土地改良区。最終的には、小郡市の農業委員会と土地改良区と区長の判断で許可を出すのか、県に行くわけでしょ。

その中で、なぜ、区長、土地改良区の見解が必要なのか、そのあたりの説明をしていただけますか。

○議長 事務局、お願いします。

○事務局長 まず、区長の承諾というところからお話をしていきたいと思いますが、ここでも。ここで審議いただいたところで登場します区長というのは、実は、地元の導水管は地元管理ということになっておりまして、ここで言う地元と言うのは誰かということになるかと思いますが、その導水管が影響を及ぼす地権者という風なものですので、それが正式名称で、例えば、「両筑土地改良区」であるとか、どこどこ組合というようなものではなく、どうもなさそうだとすることで、その導水管が影響を及ぼす近辺、近隣の地権者ということになりますので、ちょっと特定をすることができないということが正直なところでは。

前回の地区会議で、御原地区の農業委員さんで集まって協議したときも、誰に話を持っていこうかということになりまして、二森地区でございますので、二森の区長さんに窓口となってもらって説明をしていこうということになりまして、取り組んだところです。

ですので、この場合の区長というのは、地元区の代表としてという風なニュアンスで、一般的に言う、地元全体の承諾という風なニュアンスとは若干違うのかなと思います。

あくまでも、水利関係の承諾と言いましょうか、そういったものを取ったと言うのが正直なところでは。

それと、農業委員会の方に、今回は、農業振興計画の変更ということで、意見を求められているところでございます。

係長の説明にありましたように、この意見というのは、例えば「両筑土地改良区」であったり、他の土地改良区、関係します土地改良区、それから、関係しますそういったものに対して、行政の方が意見を問うているという形になりますので、私どもが承知をしているのは、農業委員会と両筑土地改良区という所なんですけれども、その他にも意見を求めている場合も有るかもしれません。

そう言った意見を農業振興課の方が取りまとめを行って、最終的に、県の方に上げて、県の方が判断をするという風な形になるかと思えます。

ですので、農業委員会の意見としては、その中の一つの意見というこ

とになろうかと思えます。県が許可を下す段階では、関係者から意見を聴取して、異議があるという意見があったとするならば、なかなか、県の方としては、承諾しかねる、許可を下しかねるという風な形になるかと推察いたします。以上です。

○6番委員 もう一ついいですか。

地元では許可が出た、という判断でよろしいでしょうか。

ただ、三者、農業委員会、土地改良区と地元ですよ。区長は地元の意見と言うことですよ。

○事務局長 分科会の中、それから、地区会議の中でも、地元の方からは一定の了解は得たという風に、事務局の方では説明をいたしております。

○6番委員 分かりました。

○議長 ありがとうございます。他に何か、意見、質問有りましたら、お願いいたします。無いようでしたら、分科会の方で継続審議ということで、よろしく申し上げます。

次に進めさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。  
報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の8ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出2件につきましてご報告いたします。

番号1は、売買のための、合意解約です。

番号2は、借手の都合による、合意解約です。

詳細につきましては議案書記載のとおりでございます。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の転用届出について、2件の報告をいたします。

番号1は、一般個人住宅を建築するため、届出が提出されたものです。  
次に番号2は、露天駐車場を設置するため、届出が提出されたものです。  
詳細につきましては、議案書記載のとおりでございます。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。

報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の  
転用届出について、2件の報告をいたします。

番号1は、宅地分譲を行うため、届出が提出されたものです。

次に番号2は、店舗を建築するため、届出が提出されたものです。詳  
細につきましては議案書記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項3件につきまして何か  
ご質問はありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

○議長 特に意見、質問ないようです。以上で、本総会に付議されました案  
件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、  
訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異  
議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任し  
ていただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、平成31年1月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

平成31年1月10日(木) 午後 3時24分閉会